

第1回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会 議事概要

日時：令和7年11月26日（水）10:00～11:00
場所：山形県私学会館大会議室

<各委員の主な意見>

議題 山形県文化財保存活用大綱変更案に盛り込むべき事項（文化財防災の観点から）について

【全般的な事項】

- 実現性の高い内容として、今後、県や市町村の文化財保護行政を進める際により参考となるのではないか。
- 大綱変更後、その内容をしっかりと周知することが重要。県では、市町村や所有者を対象とした研修会等を実施しているが、これらの機会を活用して周知を行ってはどうか。

【平時からの取組み】

- 特に無形の文化財は被害状況が見えづらい。東日本大震災発生時には、その初動において、どこにどのような文化財があるのか、誰に確認すればよいのかが明確になっておらず、課題となつた。平時から、県、市町村、文化財所有者等でネットワークを構築しておくことが重要。
- 県が開催している「山形県文化財日常管理・防災研修会」には、未指定文化財の所有者等も参加しており、情報交換等ができる機会となっている。平時からの顔の見えるネットワークづくりや所在する文化財のリスト化に寄与するものとして、研修会を位置付けることができるのではないか。
- 市町村では、文化財保存活用地域計画の策定にあたり、地域の文化財を総合的に把握する調査を実施し、文化財リストを作成する。地域計画を策定していない市町村においては、文化財のリスト化作業は大きな負担となる。
- 平時からのネットワークづくりに関連し、災害発生時の相談先を所有者等に対し事前に周知しておくことが必要ではないか。
- 県では、令和6年3月に「文化財日常管理・防災ハンドブック」を作成している。この中には、文化財を守るネットワークとして、県、市町村、関係団体の連絡先の記載もあり、その存在を大綱に盛り込むべき。

【災害発生時の対応】

- 令和6年7月に発生した新庄ふるさと歴史センターの被災文化財のレスキュー事業においては、大綱に明記する県、市町村、ボランティア団体の連携が実質的に機能したと言える。この文化財レスキュー事業で顕在化した課題等を含め、災害発生時の対応を整理し、大綱に盛り込むという点は評価できる。その際、被災文化財の一時保管場所のような短期的なものから一歩踏み込み、長期的な保管場所や支援体制等についても検討してほしい。
- 被害状況を把握した先には、復旧のための支援が必要となる。全ての文化財に対し、県が経済的な支援を行うことはできないが、例えば民間の助成金情報の周知や活用のアドバイス等の支援は想定でき、これらの支援について大綱に盛り込むべき。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災等では、被災者の移転先の確保において埋蔵文化財調査が非常に重要な役割を果たしている。大綱に埋蔵文化財への対応を位置付けることは重要である。

以上